

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 20号

発行 2010年12月15日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

10月20日(水) 第14回口頭弁論

本人尋問で 浜崎 重信さん、神保 しず子さん が証言
『米軍機の飛行訓練は、自衛隊が止めようと思えば止められる!』

第14回口頭弁論が、10月20日(水)横浜地裁101号法廷で開かれました。今回の原告本人尋問では、30年間書記長として故・鈴木前委員長とともに厚木爆音の運動をリードされて来られた 浜崎 重信さんと、大和で生まれ育ち、永年大和市や地元のボランティア活動で活躍されている、神保 しず子さんのお二人が証言台に立ち、爆音の被害状況や国の爆音解消への取り組み姿勢などに対して、怒りを込めて訴えました。特に浜崎さんは、『昭和49年自衛隊司令官との協議の席上、米軍機の深夜(2時、3時)の厚木基地への着陸要請を当時の首席幕僚が自らの首をかけて、「基地周辺には、数百万人の住民が住んでいる」と、これを拒否したとのエピソードを紹介し、「自衛隊が本気になれば、米軍に対して滑走路の使用許可を拒絶出来る筈である」と証言されました。まさに私たちが望んでいる『飛行差し止めが実現出来る』重要な証言でした。被告・国側代理人の反対尋問は、相変わらず迫力のない質問で、何のために何を立証しようとしているのか理解が苦む内容ばかりで、何か反論をしなければ・・・という感じでした。浜崎さん、神保さんともに毅然とした態度で自らの主張を述べられ、被告・国の反対尋問にも堂々とした受け答えをさせていただき、国側代理人もタジタジのままでした。お二人には大変なプレッシャーの中での尋問に立っていただき、心からお礼申し上げます。

訴訟を起して30年経っても 再度証人尋問、国の無策に怒り



大和市在住：浜崎 重信さん

私は、大正9年6月20日の生まれで、現在は90才になります。厚木基地訴訟には、第1次訴訟、第3次訴訟、第4次訴訟の原告となっていますが、第2次訴訟は一次訴訟が継続中でしたので私は不参加、妻が参加、妻は平成21年7月に亡くなりました。私には子どもはおらず、妻が亡くなってからは私1人の年金暮らしです。

私が訴訟提起時の住所に最初に住み始めたのは昭和32年7月のことです。その当時、私は37歳でした。この住所地から転居したことはなく、ずっとこの土地で生きてきました。今のこのようなジェット機は飛んでおりませんでした。昭和35年には、滑走路がかさ上げされ、それまでよりも大きなジェット機が頻りに飛ぶようになり、ジェット機による振動等により、自宅の壁土の一部が取れてしまうことがありました。

このころ、厚木基地のあまりの爆音被害の酷さから、周辺住民らによって厚木基地爆音防止期成同盟(略称爆同)が立ち上げられました。

当初より、爆同では、厚木基地の飛行機の爆音をなくすこと、基地被害の補償を通じ、最終的には厚木基地の撤去、移転を求めています。

私は、昭和39年ころ、テレビ・ラジオの受信料の減免の問題をきっかけとして爆同に入りました。昭和38年に飛行規制協定が締結され、夜間飛行等も原則的には制限されているはずでしたが、実際には協定は守られず、地域住民は爆音に悩まされ続けているのです。

昭和39年9月8日午前10時58分ごろ、艦載機F-8Cクルセーダー戦闘機が、厚木基地を離陸直後、エンジンの故障で大和市上草柳の館野鉄工所に墜落するという大惨事が起こりました。

工場など家屋4棟が全壊し、6棟が損傷を受け、工場で作業をしていた経営者の館野正男さん家族2名と従業員3人が死亡するという、悲惨な事故でした。

この上草柳の墜落事故について周囲でも相当騒がれており、このあたりもいつ飛行機が落ちてくるか分からないね、などと墜落事故の恐さを話していました。他にも多くの墜落事故が起っており、昭和39年だけでも9件の墜落事故が発生していましたので、その度に墜落事故の怖さを感じました。

私は、昭和42年～45年にかけて、爆同の役員をやるようになり、昭和44年には座り込みを行うなどして、テレビ受信料の免除地域の拡大、エンジンテストの禁止時間を拡大、一時的には着艦訓練が姿を消すようになるなどの成果を得ました。

空母の横須賀入港に伴いジェット機騒音が増大し、爆音はさらに酷くなり、住民の苦しみが増していく状況を打開するため、昭和51年には第1次訴訟の提起が決まりました。

提訴日は、あの悲惨な上草柳の墜落事故が起こった9月8日としました。第1次訴訟の1審の審理中、昭和52年に横浜市緑区の墜落事故が発生し、大火傷を負った3才と1才の幼子の尊い命が失われ母親もその後入院先の病院で亡くなりました。

私は、横浜市緑区の墜落事故の時に、爆同の書記長であったことから、その知らせを受けて墜落現場を見に行きました。現場には色々な部品が散乱し、周辺の立木は真っ黒に焼けて、周辺では別の住宅が2軒程燃えていました。現場の近くには、団地や小学校もあり、住宅密集地を飛行機が飛ぶことの恐さを考えさせられました。

昭和39年9月8日 F-8C 戦闘機が 館野鉄工所に墜落



その後聞いた話で自衛隊の救援ヘリが、大火傷を負った状態にあった被害者を行わずに、パラシュートで脱出した米兵を真つ先と救出したという話を聞き、大きな憤りを感じました。

周辺住民はこのような重大な被害にあってもなお見捨てられるという事態に、これでは堪らないと思いました。

こうした悲惨な緑区の墜落事故について、第1次訴訟中における国の対応はひどいもので、罪のない幼子の命が奪われたことに対してなんらの配慮も、誠意も示さなかったのです。

第1次訴訟の横浜地裁では、残念ながら差し止めは認められませんでした。第4次訴訟の厚木基地周辺の住民への被害、損害賠償については認められました。

私たち周辺住民が、裁判を起した目的はお金ではなく、何としても静かな空、安全を取り戻したいという願いを抱き、最後の砦である司法に対する救済を求めたのです。

もっとも、最高裁はその判決文の中で、行政訴訟であれば救済の可能性があることを示しました。

今回の、7000名を超える原告による第4次訴訟では、この第1次訴訟の最高裁判決を受けて、行政訴訟でも差し止めを求めています。

今度こそ厚木基地の被害の実相を差し止め、その解決のために差し止めを認めてもらいたいと考えています。

私たちの願いは、あくまでも差し止めにあるのです。昭和49年に、自衛隊の集団司令部が厚木基地に来るとの話があり、国会議員を通じて、住民と自衛隊との協議の機会を得ました。この時には、住民を代表して、爆同の書記長であった私、同じ委員長であった鈴木保さん、同じ顧問であった真屋求さん3人が出席し、基地司令室に於いて、第4航空群司令青木空将補、同首席幕僚浜田一佐、基地警備隊長松崎一佐6名で協議を行いました。その協議のなかで、首席幕僚から、米艦載機を夜中の2時3時に厚木基地に入れてくれと言われたことがあり、これを拒否したところ、米軍から、「家族の元に1時間で早く返してやりたい。」と抵抗を受けたものの、首席幕僚は、自分の首をかけて、「周辺には数百万の住民が居る。」として米軍の受け入れ要請を拒否し、米軍とやり合ったことがあったと聞かされました。

一次・二次・三次の裁判で、「国の無策を指摘され」30年にも及び再びここに証人尋問に立つとは夢にも思いませんでした。

厚木基地の滑走路を管理する者として、米軍に対しても毅然とした態度で臨めば、管理者として適切な対処が出来るのではないかと、裁判では、損害賠償とともに差し止めを求めています。住民のために対処しようとするなら、米軍に対して滑走路を使わせるか否かを定めることが出来るはずですが、裁判所においては、是非、理解して頂き、私たちの願いである差し止めを認めて欲しいと思います。

病魔と闘いながら心痛める尋問



大和市在住：神保しず子さん

私は、昭和10年、大和村に生まれ、今年で75歳になります。私の家は、先祖代々300年以上前から、この大和の地域で続いてきた家ですから、私は、いわば、大和土着の人間です。昭和32年に主人と結婚し、大和市林間に新居を構えました。そして、昭和35年に長男を、昭和42年に長女を出産しました。

平成9年に主人と死別、平成10年に、私と子どもたちと3人で、現在の住所、大和市西鶴間1-12-8に引っ越ししました。

私の家は、厚木基地の北約2キロメートルの場所に位置しており、家の上を飛ぶジェット機は、ほぼ真上を飛んでいきます。ジェット機は、かなり低空を飛ぶので、航空機本体の腹の部分がとても大きく見えます。音を聞いて、「こんなに（低空）を飛ぶの？うるさくて、耳の鼓膜、破れちゃうじゃない。」と群馬からきていた従兄弟が大変驚いていました。

被害は昔だけではありません。私は、現在、不眠症、狭心症と不整脈の持病があります。狭心症と不整脈については、主治医の三宅先生から、冠れん縮性狭心症、発作性上室性頻拍と診断されています。

私は、昭和42年に長女を出産しましたが、産後の肥立ちが悪く、航空機の騒音に悩まされ、眠れない日が続き不眠症になりました。そして、気分の落ち込みが激しくなり、うつ病に罹りました。そのころから、胸が締め付けられ苦しくなる狭心症の発作も出始めました。現在狭心症、不整脈の治療薬として、朝4錠、昼1錠、夕4錠ずつの薬が処方されています。また、狭心症治療のフランドルテープというテープ剤が処方されておりこれを24時間、上半身の皮膚に貼っています。これは、心臓を取り巻く冠状動脈を拡げて、酸素などを供給するテープです。

朝、昼、夕と1錠ずつ処方されている薬は、狭心症の発作時にも服薬するため、常備薬として持ち歩いています。

狭心症の発作が起きると、まず、脈がばきばきと速く大きい音で脈打つようになります。同時に、心臓そのものが、ごごおという音になり、心臓の周りがキュー、と締め付けられ、胸がとても苦しくなります。体中から冷や汗が吹き出て、意識がもうろうとして、脳に酸素が行かなくなるのが分かります。発作がひどいときには、その場で倒れ込み、意識がなくなります。

発作が起きそうな時は、電話器まで移動しますが、立ってられないので、這うようにして移動します。そして、薬を飲み、体を横にします。服薬後5分程度で発作が治まることもあります。その方法で、治まらないこともあり、そのときは電話で救急車やタクシーを呼び、病院に向かいます。

狭心症の発作は、不安や、恐怖、怒りなど精神的ストレス等を感じることで原因だそうです。疲れて体調が悪いときなどにも起きますが、航空機の爆音を直接のきっかけに起きることも、頻繁です。

騒音がひどい時期は、イライラして、精神的ストレスがたまったり、不眠になったりして、体調崩し発作の回数が増えます。

その状態が回復しないうち、夜の爆音で夜中12時頃に、狭心症の大きな発作を起こしてしまいました。急に心臓が締め付けられ、ものすごく苦しくなり、隣で寝ていた主人に、必死に助けを求めました。しかし、すぐに意識が遠のきました。後で聞いた話ですが、私は、そのとき心臓停止状態で、娘が、私に馬乗りになり、必死に心臓マッサージをしてくれ一命をとりとめましたが、救急車で田園都市病院に運び込まれ、足の動脈から心臓にカテーテルを挿入し、狭窄部を風船で広げる治療を受け、1か月半ほど入院することになりました。

私の回復後、今度は夫が体調を崩し、大和の徳洲会病院に入院、亡くなりました。私は、その日、集中治療室に入った夫に付き添っていたのですが、夫が亡くなる直前に、発作を起こして倒れて意識不明になりました。私は夫の最期に立ち会うことはできませんでした。

そのときに診てくれた三宅先生は私の訴えを親身に聞いてくれ、現在も、三宅先生に主治医になってもらっています。

病院での診察を受けた帰り道のことです。突然、頭上をジェット機2機が連なって飛び、周囲に、ものすごい轟音がひびきわたりました。私は、あまりに大きいその爆音に驚いて、恐怖を感じました。

それと同時に、狭心症の発作が起きて倒れてしまい、そのまま病院に搬送手当してもらったことになりました。

ジェット機の爆音は、私の発作の直接のきっかけにもなるのです。それ以降も、頻繁に、狭心症の発作が起り、現在も発作に悩まされています。大体、年に2、3回は大きな発作を起こして、救急車で病院に運び込まれています。やはり、騒音が狭心症発作の直接の引き金になることもあります。低空を飛ぶジェット機の音は、「ゴオオ」というものすごい轟音です。

特にジェット機の機体が、徐々に上がる離陸時、下がる着陸時の騒音が、とてもうるさく、寝ているときだと、体にかけて毛布が、その音でびりびりと震え、振動するほどです。

住宅屋根すれすれの低空飛行するジェット機



さらに、時折、2機、3機、4機とジェット機が連続し旋回して飛びますが、それも大変な爆音で、我慢の限界です。この音のうるささにはイライラしてストレスがたまるなどで、発作が起ることも、頻繁にありました。

このように航空機騒音と、狭心症の発作は、密接に関係しているのので、発作が起きない時でも、空に爆音が轟くたびに、また発作が起きたらどうしようと、不安でしようがありません。私は、いつ飛ぶか予測のつかない騒音に怯えながら、日々暮らしていかなければなりません。

私は、長年、大変つらい思いをしなが、爆音に苦しめられ、体がぼろぼろになってしまいました。騒音による悲しい記憶の想起、悲しい幼少時代の記憶を思い出させるものでもありません。

私が10歳の昭和21年4月1日に、私は弟（三男）を、病気で亡くしました。そして、その悲しみも癒えない同年7月8日、もう一人の弟（次男）が、米軍のジープに轢かれるという事故に遭いました。

弟は、その事故の2日後の7月10日に、亡くなりました。米軍ジープに弟が轢かれた様子を、まだ幼かった私は、間近で見っていました。舌が半分ちぎれ口から血をたらしめている弟を、私は、必死で、助けようとした。そのむごい様子は、胸に刻みつけられ、決して、忘れることができません。

また、昭和52年9月27日に、米軍ジェット機ファントムが横浜市緑区に墜ちて小さい子どもや母親が犠牲になるという痛ましい事故があり、ジェット機が、轟音をひびかせ低空を飛ぶたびに、この墜落事故を思い出して、ジェット機が今にもまた墜落するのではないかと、強い不安を感じます。私は、このような体験をして、米軍に占領されている立場の国民のつらさ、悔しさを身にしみて感じさせられました。今でも、米軍のジェット機が、爆音をまき散らして飛ぶと、その時の弟の様子がよみがえり、つらくて涙が出ますし、何もできないことに、悔しくなります。

このような弟の事故や、墜落事故の記憶は、私の心の平穏をかき乱すもので、狭心症の発作を引き起こす一因になっているのかもしれない。しかし、あまりに辛く衝撃的な体験で、胸に深く刻み込まれ、爆音で思い出してしまいます。自分では、どうすることもできません。

航空機騒音は、私にとって、狭心症発作など、極めて重大な身体的被害をもたらしますが、騒音による種々の生活被害も、決して無視できるものではありません。

最近（平成22年4月15日）のことですが、大和市鶴間の保健福祉センター前の道路上で自転車と衝突する事故に遭いました。

私は、歩道の右側を歩くように心がけています。その日は、小雨模様で突然ものすごい爆音が聞こえて、びっくりしたところ、対向して走ってきた自転車に左肩が勢いよく接触。私は右側に設置してあったフェンスに倒れ込みました。その男性は、そのまま自転車で走って逃げていってしまいました。

すぐに近くの宮崎外科で治療を受けました。幸い骨に異常はありませんでしたが、1週間は痛みが続きました。

普通なら自転車の近づく音は聞こえたと思います。しかし、そのときの爆音でまったく聞こえませんでした。その瞬間聴覚がなくなり、私たち住民は、爆音による交通事故の危険にさらされるのです。

その後私は自転車に乗っていません。

私は、現在ボランティア活動等の社会的活動に責任をもって取り組むようにしています。持病を抱えています。病気に負けてなるかとの気持ち奮い立たせるためにも、ボランティア活動等に積極的に参加して、社会と密なつながりを持つことが、重要だと思っていますからです。

環境大学講座の一環で、平成13年2月24日、大和市保健福祉センターホールで環境シンポジウムを開きました。そのときものすごい爆音で、司会進行は、少なくとも5分程度、中断せざるを得ませんでした。その後大野原小学校児童が研究を発表するという時に、また爆音、子ども達は、きよきよとあたりを見回し、困惑していました。結局10分程度の遅れが生じていました。

先日、狭心症の発作を抑える薬は、2週間分から1か月分に変更、2週間ごとの通院が1か月ごとの通院になりました。しかし、いつまた爆音を轟かせて激しく飛ぶかわかりません。依然として、爆音に怯える日々を送っています。

どうか、私に、静かな空の下で、生きさせてください。この年齢になって、爆音がきっかけに起る狭心症の発作を抱え、爆音に怯えながら生活していくことは、とても辛いことです。

神保しず子さんの尋問を担当して

弁護士 安永 佳代
相模原法律事務所



平成22年10月20日の期日で、神保しず子さんの尋問を担当した弁護士の安永です。

神保さんは、尋問にあたり、主に2つのことを訴えたいとお話しされました。すなわち神保さんは、①私の一生は、米軍に苦しめられてきた一生であること、そして、②私と同じく、爆音に苦しめられている傍聴席の方々(地域住民)の気持ちをしっかりと伝えたい、とのことでした。

上記①について、神保さんは、大和村で生まれ育ちましたが、昭和21年7月、弟が、米軍のジープに轢かれて亡くなるという痛ましい事故に遭いました。神保さんは、当時10歳でしたが、ジープに轢かれ、舌がちぎれ血を流す弟を、助けようと必死に手当をしました。しかし、神保さんの弟は、事故から2日後、亡くなりました。神保さんは、米軍のジェット機の轟音を聞くこと、この原体験が胸によみがえり、今でも悲しみでいっぱいになるとおっしゃっていました。

神保さんは、さらに重大な健康被害を抱えています。昭和42年ころから、主に騒音によるストレスが原因で、狭心症・不眠症を発症しました。いずれも病状は深刻で、神保さんは薬を手放すことができません。神保さんは、平成6年1月、前年から続く爆音のストレスで体調を崩し、狭心症の大発作を起こし、意識不明となり生死の淵をさまよいました。その後も、神保さんは、ジェット機の騒音を直接の引き金にして、何度も、狭心症の発作を起こしました。

神保さんを苦しめるのはジェット機の騒音だけではありません。今年7月から10月にかけて自衛隊機の騒音が目立ちましたが、この自衛隊機の騒音でも、神保さんはたびたび狭心症の発作を起こしました。

このように航空機騒音の直接・間接的な影響によって、長年にわたり、神保さんの体は深刻なダメージを受け続けてきたのです。

尋問では、神保さんは日常の様々な体験を通して、爆音被害の実情を訴えました。上記②について、神保さんの詳細な騒音被害の実情を伝えることで、爆音に苦しめられる傍聴席の方々の気持ちを代弁することができたと思います。

また、神保さんは、国の代理人の質問に対しては、堂々と受け答えされていました。神保さんのお気持ちは、裁判官に十分に伝わったと思います。

今後の口頭弁論期日

「原告本人尋問」には、第17回口頭弁論(3月14日)まで、毎回2名の方が法廷に立たれます。*各回とも集合場所は横浜スタジアム入り口です。(12時30分)

- *第15回 口頭弁論
12月20日(月) 13時30分 開廷
- *第16回 口頭弁論
2月2日(水) 13時30分 開廷
- *第17回 口頭弁論
3月14日(月) 13時30分 開廷

浜崎重信さんの尋問を終えて

弁護士 黒澤 知弘
馬車道法律事務所



平成22年10月20日に浜崎重信さんの、30年ぶりの尋問が行われました。浜崎さんは、30年前、第1次訴訟の時に横浜地裁の証言台に立っていたのです。その時、浜崎さんは60才でしたが、今回、第4次訴訟において証言台に立った時には90才となっていました。浜崎さんは、第1次訴訟の当時、30年後になっても厚木基地訴訟が続いているなどは思いもしなかったという感想を述べましたが、いかに厚木基地を巡る状況が異常であるかを物語っていると思います。

浜崎さんは、長い厚木基地の歴史を自分の体験として語ることの出来る、数少ない貴重な人物です。浜崎さんは、手術で使われる「鉗子」の製作を行う腕利きの職人として仕事に打ち込む一方で、厚木基地を巡る住民運動に半世紀以上も精力的に取り組んできたのです。

今回の浜崎さんの尋問では、厚木基地による被害の実情を明らかにすることは勿論ですが、半世紀にわたる厚木基地を巡る住民の苦しみ、住民の戦いの歴史を裁判所に理解させることも大きな目的としました。

さらに、より大きな狙いは、裁判所に対して、飛行差し止め判決を出すための「勇気」を持たせることでした。これまで、裁判所は、一貫して、厚木基地の爆音は違法であるとの判決を積み重ねてきましたが、これに対し、行政は、抜本的な対策を講じずに問題を放置し、こうした状態が約30年にわたって続いています。浜崎さんは、尋問の中で、国は、こうした異常な違法状態をいつまで続けるのか、もはや、裁判所が勇気をもって差し止めを命ずるほかないではないかということをお訴えしましたが、その言葉には、歴史の生き証人としての非常に重みがありました。

浜崎さんが法廷で述べた話の中でも、昭和49年に行われた住民と司令官との協議の際に聞いたという、首席幕僚が米軍から夜中の2時、3時に厚木基地に入れてくれとの要請に対し、自分の首をかけて、「周辺には数百万の人間がいる。」としてこれを拒否し、米軍とやり合ったというエピソードは重要な意味を持つものです。このエピソードから、滑走路の管理をしている自衛隊において、本気になれば、米軍機に対して滑走路を使わせるか否かを定めることが出来るはずだということが明らかになり、このことは、裁判所が、米軍機の差し止めが認められるかを判断する際に重要な意味を持つはずなのです。

そして、浜崎さんは、緑区の墜落事故の際、直後に現場に駆けつけ、被害の状況を目の当たりにしています。厚木基地が住宅密集地に存在することの恐ろしさを感じるとともに、住民の生命、安全を守ろうとしない国の姿勢に失望し、大きな憤りを感じたという浜崎さんの言葉は、周辺住民が如何に危険に曝されているかということ、ひとたび事故が起こった場合の悲惨さを切実に訴えかけるものでした。

今回、私は、法廷にいた誰よりも、厚木基地の歴史、住民の苦しみを知る浜崎さんから貴重な証言を引き出す大役を務めさせて頂きましたが、大変、意義深いものだったと改めて感じます。

裁判所が、こうした浜崎さんの歴史的証言を受け止め、勇気をもって差し止めを認めるよう、今後も引き続き頑張っていきたいと思います。

陳述書の作成が、間もなく終わります

(11月28日現在)

2,123世帯の作成が完了 残り334世帯

陳述書の作成がいよいよ大詰めを迎えました。11月28日現在で原告総世帯数 2,457世帯のうち、2,123世帯の方々が作成完了しました。詳細内容は次の通りです。

*原告総世帯数 2,457世帯

*作成が完了した世帯数 2,123世帯

【内訳】

・被害/居住状況を作成 652世帯

・居住状況を作成 1,440世帯

・差し止め原告 31世帯

*作成が完了していない世帯数 334世帯

【内訳】

・居住状況作成 223世帯 ・差し止め原告 22世帯

・保留世帯 89世帯

(転居先不明、コンタ-外転居、亡くなられた世帯 など)

*年内の「大和での作成」は

12月18日(土) 林間学習センター10時~12時

12月19日(日) 大和市生涯学習センター10時~16時

*詳細は「訴訟団」事務所にお問い合わせください。



爆音がうるさい時は電話をしよう!!

抗議の電話は

防衛省南関東防衛局座間防衛事務所

046-261-4332

苦情の電話は

各地区の市役所渉外課・基地対策課・企画調整課へ

大和:046-260-5312 綾瀬:0467-70-5604

海老名:046-235-4634 座間:046-252-8307

相模原:042-769-8207 藤沢:0466-25-1111(内線2181)

町田:042-724-2103 県・基地対策課 045-210-3375

第3回ブロック長会議 町田市民ホールにて開かれました

11月23日(火・祝)午後1時30分から、「第3回ブロック長会議」が町田市民ホールで開催されました。今回は町田支部の皆さんに幹事を務めて頂きました。会議は新井町田支部長の司会で第一部 ブロック長会議が、第二部懇親交流会が司会・谷沢町田支部ブロック長により行われました。

【藤田 榮治 原告団長あいさつ要旨】

新しい民主党政権にあまり希望がもてない状況の中で、裁判を闘うわれわれ原告には厳しいものがありますが、皆さんの自信を持った毅然とした闘う姿勢と、行動の一步一步が世の中を変え、そして裁判の勝利に結びつくこととなります。

【中野弁護団長あいさつ要旨】

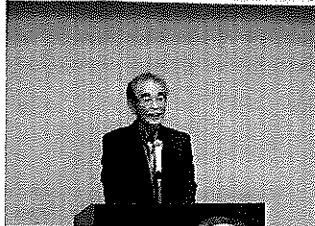
アメリカが日本を守っているという神話はウソ！尖閣諸島での中国漁船が、日本の海上保安庁の巡視艇に体当たりをした事件。アメリカが本気で睨みを効かしているならあのようなことは起こりえない。

弁護団からのレクチャーでは、弁護団副団長の岡部玲子先生に、口頭弁論で現在展開されている「原告本人尋問」は、「何のために行うのか」「裁判長はどのような立場で本人尋問を聞くのか」など、「本人尋問」についての解説をしていただきました。

第二部：懇親交流会では、コメディージャーグラー：ダメじゃん小出さんの時事コントをメインに原告団、弁護団それぞれの交流を図りました。

特にダメじゃん小出さんの、民主党政権のダメさ加減をネタにしたコントは、そのスピーディーで辛辣な話術で会場を笑いの渦に巻き込み、大いに盛り上がった交流会でした。「第3回ブロック長会議」の運営にあたられた町田支部の方々に、感謝申し上げます。

回ブロック長会



挨拶をする藤田原告団長



町田支部の役員の方々

支部便り

爆音被害を考える集い開催

四次訴訟相模原支部



相模原支部では去る12月5日「爆音被害を考える集い」を相模原南区さずき自治会館にて開催、爆同副委員長の金子ときおさんを講師に招いて爆音被害に対するさまざまな問題をテーマにビデオ上映と講演をしていただきました。質疑応答ではNHK受信料問題などの質問がありました。

神奈川新聞がコラム欄で、爆同事務所を紹介

去る11月12日(金)付け神奈川新聞のコラム(「記者のつぶやき」)欄に、爆同事務所のことが掲載されましたのでご紹介します。これを執筆された松崎 敏朗記者は度々事務所に来所されたり、電話で爆同や第四次訴訟の活動のさまを取材し、大きなスペースを割いて報道しています。私たちも、積極的に取材に応じ、一日も早く「平和で静かな空を取り戻す」運動を、広く世論にPRしていきたいと思えます

2010.11.12
神奈川

「静かな空を取り戻したい」という理念の下で結成し、ことしで発足50周年を迎えた厚木爆同です。すが、その願いはまだまだかなえられていません



いつか本当の笑い声を

「出口が見えない」ともいわれる中、活動はまだまだ続くことが予想されています。本当の意味で笑える日は、いつになるのか。その瞬間に立ち会えることを期待しています。

(松崎 敏朗)



「2011年度 年会費」納付について

訴訟原告団の活動は、原告団の年会費で運営されています。

裁判の傍聴行動費、弁護団費用、国・関係機関への抗議や要請行動費、原告団ニュースの作成・発行費用、陳述書作成のための費用など裁判に勝利するための活動に無くてはならない貴重な財源です。

2011年度(来年)の年会費の「払込取扱票」を、原告の皆さんにお送り致しております。

12月24日(金)までに、お近くの郵便局でお振込下さい。なお、2010年度分までの年会費の未払い原告の方々には、過去分の「払込取扱票」をお送りしておりますので、お急ぎお振込方をお願い致します。



事務所：年末年始のお休み

爆同・訴訟団事務所の、
年末年始のお休みは

12月28日(火)～1月5日(水)まで
新年の仕事始めは、1月6日(木)から



「新春の集い」



日時：2011年1月16日(日)午後1時～
ところ：大和市生涯学習センター

207号会議室

会費：お一人様1,000円

恒例のお楽しみ初夢抽選会があります！

空くじなし、参加者全員もれなく何が当たります

申し込み：2011年1月7日(金)までに各支部長さんにお申し出下さい。 ※注意：申し込み期日までに申し込みのない場合は抽選に漏れますのでお気を付け下さい。